

第12回高知県子ども・子育て支援会議の概要

1 日程及び主な議題

日時：平成30年2月19日（月） 13:30～15:30

場所：高知会館 平安の間

【 議事内容 】

○ 子ども・子育て支援事業支援計画の現況報告

(幼保支援課、児童家庭課、健康対策課、県民生活・男女共同参画課、生涯学習課、障害保健福祉課)

○ その他

(児童家庭課、少子対策課)

2 会議の概要（委員からの主な意見）

事務局説明：(1) 子ども・子育て支援事業支援計画の現況報告
資料：【資料1】から【資料2-3】

- 施設の増改築も大事なことだが、肝心の保育士の確保はどうなっているのか。一部市町村においては、非常に保育士が不足している状況であり、臨時・非常勤職員の割合が半分程度の市町村もあると聞いている。抜本的な改革はやはり保育士の確保であると思うが、そのあたりはどうか。(委員)

⇒ 保育士の確保については、(高知県内全体で) 正規職員は半数、残りの半数は、臨時や非常勤、パートの職員で対応しているのが現状。利用定員等が増えたとしても、おそらく正規職員ですべて対応することにはならない。臨時や非常勤、パートの職員の力を借りて、対応しているのではないかと考えている。

保育士不足について、基準の保育士については、どの市町村でも、努力して何とか確保している状況であるが、加配保育士などについて、なかなか確保が難しいといった現状もある。そうしたところで、保育士不足は解消していないが、県としても、福祉人材センターや子育て支援員の活用など職員配置の要件緩和部分などを広報し、(子どもの) 受け入れ体制を整えていただくようお願いしている。(幼保支援課)

- そもそもの「保育士確保」のための県の施策はどうか。(委員)

⇒ まず、「潜在保育士の活用」という点では、福祉人材センターにおいて、潜在保育士の方々のリストを作っている。

次に、今後高知県内で保育に従事していただく「人材の確保」として、学生や、保育士の指定養成施設（高知市なら4箇所）に入っている方に向けて、(要件を満たした場合) 返還免除となるような保育士修学資金等貸付制度を実施するなど、人材確保に努めているところである。(幼保支援課)

- 学生対象の貸付制度による人材確保の話があったが、定員のうち、そのほとんどが高知県内で専門職についているという状況。しかし、高知県内全域で限られた人員の配置をどうしていくかという点では、限界がきている。数年前から言われていることではあるが、潜在保育士の確保が非常に重要になってくると考える。今後も取り組みの周知・広報を進めていただきたい。(委員)
- 配置基準の保育士は確保出来ていると思うが、例えば、結婚して年度途中で産休・育休を取得する保育士の代替職員を雇用するには、非常に確保が厳しい状況になっている。それとあわせて、保育の無償化が始まった際の保育士増の必要性について、少し冷静に考えないと、何とも言えない状況である。施設整備は出来ても、人材確保は想定通りにいかないため、確保がうまく出来ていない保育所等もあると思う。

人材確保については、潜在保育士の発掘、保育現場への復帰支援といった努力も必要と思うが、全ての潜在保育士が復帰するわけではないため、なかなか厳しいのではないかと考えている。保育所だけでなく児童福祉関係において、保育士が雇用しにくい状況になっている。(委員)
- 利用者支援事業について、基本型・特定型が1箇所ずつある。高知市の特定型には、コンシェルジュの配置はあるのか。(委員)
 - ⇒ 高知市の利用者支援事業では、3名のコーディネーターを配置しており、うち1名を特定型(待機児童の調整役)に配置していると聞いている。(幼保支援課)
- 特定型の役割が十分把握出来ていないが、「保育所サービス」でいうと、入所時期が近づくと、色々と複雑な仕組みがある中で、入園を希望されている方等が、保育認定や入所申し込みの期日など、また、保育所への就職についてなど、園に問い合わせをしてくる。

今年度、高知市は入所方法の変更もあったので、相談が多岐にわたる中で、入所に関する情報が、もっとリアルタイムで発信されればと思う。各園だけでは把握しきれないこともあり、特定型に高知市が支援員を配置しているのであれば、もっと子育て家庭に発信するなど、そうした役割の方がいることを周知することが重要ではないかと考える。(委員)

 - ⇒ コンシェルジュについては高知市で1名配置しているが、入所の申し込み方法を若干変更したことや、休日保育を実施している保育所の情報が、実際に休日働いている保護者に十分周知されていなかったなど、色々な課題を耳にする。こうした意見が出ていたことについて、高知市に伝える。(幼保支援課)
- 子育て支援員研修の認定者は283名おり、「現場との体験とマッチングが必要」であることが課題になっているとのことだが、実働はどうなっているか。「現場との体験とマッチング」が実際に生かされているのであれば、現場に認定者の方たちを是非派遣いただきたい。また、「代理的な、保育的な雇用が出来る可能性がある」との説明だったが、そうした話が進むのであれば、課題となっている待機児童も減少すると思う。そのあたりを再度説明いただきたい。(委員)

⇒ 子育て支援員研修を受けた方は支援センターで働くことが出来るが、各市町村に話を聞くと、現場では「(支援センターの職員は) 保育士さんがいい」といった意見がある。しかし、子育て支援センターが公立保育所と併設している場合などは、保育士さんのローテーションの中で(子育て支援センターを)運営していく形となり、現場が手薄になっている、といった状況もある。

そうした状況を踏まえ、子育て支援員研修による人材育成を進め、研修受講者のレベルや人物像を支援センター側に理解いただき、研修受講者が支援センターで勤務出来るような取り組みを進めていく。現在は、研修受講者と支援センター側との調整を進めているところである。(児童家庭課)

⇒ 子育て支援員研修の各コースについては、保育所等での一時預かりや地域保育型のコース、地域子育て支援拠点のコースなど、様々に分かれている。今回、児童家庭課が資料の中で子育て支援員研修として記載しているのは、地域子育て支援コースで、地域子育て支援拠点などでの勤務を希望する方への研修となっている。

いわゆる、保育所等での研修の代替職員等の子育て支援員は、地域型保育のコースを取られた子育て支援員になるので、研修修了人数が(資料とは)異なる。研修修了者の中で、保育所勤務を希望する方については、福祉人材センターへの登録を、案内している。今後、福祉人材センターへの登録者数が増加してきたら、幼保支援課または福祉人材センターから各保育所等へ案内をしていきたいと考えており、延長保育や一時預かりの要件緩和など、保育の補助者として子育て支援員を活用いただければと考えている。(幼保支援課)

○ ファミリー・サポート・センター事業について、今回の説明では、借り上げ部分が事業認定される、とのことだったが、以前は、借り上げ部分は事業対象にならないとして文書通知をいただいたと思う。1対1対応であれば、借り上げ部分も問題ないという理解でよいか。(委員)

⇒ 「預ける・預かる」の対応が1対1であれば、その預かり場所が借り上げた場所でもかまわない、となった。注意点としては、借り上げにかかる経費は補助対象外となること。しかし、自費で借り上げをした場合など、公共の場での預かりは可能となった。(県民生活・男女共同参画課)

○ ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員の保険はどうなるのか。会員を増やすには、そのあたりの担保が必要である。何か事故があった場合、個人責任というのは厳しい。そのあたりを説明いただきたい。(委員)

⇒ ファミリー・サポート・センター事業のうち、「会員同士の預かり」に係る部分は、センターで入っている保険での対応となる。しかし、「送り迎え」、特に「車を利用した送り迎え」において事故があった場合は、車の持ち主が加入している保険が優先的に適用される。(県民生活・男女共同参画課)

○ ファミリー・サポート・センター事業に限らず、細かいサービスが進めば進むほど、保障や制度を充実させていかないといけない。サービスは、更なるサービスを生んで

いく。人口減少が進む中で、サービスが細分化していくのは素晴らしいことだが、今一度、子どもの第一義的養育者は誰なのか、というあたりを考えてもらいたい。

幼児期から1日に10数時間、施設にいる状態であり、無償化が始まれば、その利用者も増えてくる。放課後児童クラブにおける他自治体の事例では、利用者が多くなりすぎて利用制限をかけた事例もあった。子どもたちの環境や、1日10数時間、毎日の預かりが小学6年生まで続くのはどうなのか、と気になっている。

サービスの充実とともに、子育てとは何なのかを発信していただきたい。この会議に参加すると、サービスの充実部分は丁寧に深くなっているが、それでいいのかという思いがある。(委員)

- 公・私立共に、退職した保育士等の受け皿はあるのか。人材バンクに登録している方には、専門性のあるプロとして、保育所等で勤務いただければと考える。また、子育て支援員研修について、退職した保育士等が子育て支援員の認定を受けるにはどうすればよいか。(委員)

⇒ 保育所等の退職者には、福祉人材センターへの登録をお願いしているが、大半の退職者は既に次の勤務地が決まっている。保育所等での後進の指導、保育士の補助にあたる他、子育て支援センター等に勤務される方もいらっしやると聞いている。こうした高い専門性をもった皆様には、時間の許す限り、後進の指導等で保育所に入っていたきたいとお願いしている。

子育て支援員については、保育士資格を有する方は、支援員研修を受ける必要がない。また、長期間現場を離れていたが復職を希望される方に向けた保育実践の研修事業や、潜在保育士で長期間保育に携わっていない方に対する研修なども実施している。そうした研修を広報し、研修を利用して再就職していただく形も進めていきたい。(幼保支援課)

- 資料2-1⑪放課後児童クラブの評価・課題の中で「市町村や実施場所によって、地域と連携した放課後支援活動の内容に差」があると記載されているが、この課題解決の取り組みについては、評価・課題の中で、どこに記載されているか。また、どのようにして、市町村の差を埋めていこうとしているのか。あわせて、実施状況の中で、指標「学校との定期的な連絡」が78%となっており、なかなか上がっていない状況にあるが、この数値との関連性はあるのか。(委員)

⇒ まず、評価・課題について、課題解決の取り組みは直接的に記載していない。充実した活動の実施事例等を市町村・クラブ等に周知する取り組み、児童クラブや特に子ども教室の活動に参加していただける地域の人材発掘を考えている。具体的には、資料2-3に「人材発掘・登録・マッチング」と記載してあるが、放課後児童クラブや子ども教室に携わっていただく方々を「学び場人材バンク」に登録いただき、クラブ・教室等へ紹介する取り組みをNPO法人に委託して実施している。この活用を進め、多様な地域の方々に参加いただき、活動内容の充実に努めていきたい。

次に、指標の数値について、ご指摘のとおり、複数の指標の中で、この項目については、思ったように上昇していないのが実態である。県では、毎年9月に各クラブや子ども教室に詳細な実施調査を行い、その調査結果を踏まえて、個別に学校との定期

的な連絡を働きかけている。(生涯学習課)

- 「学校との定期的な連絡」がなぜ上昇しないのか。適切に実施出来ないものなのか。どのように分析しているのか。(委員)

⇒ なぜ「学校との定期的な連絡」について指標があがっていないかの詳細な分析は、十分に出来ていない。次回会議での報告とさせていただきたい。(生涯学習課)

- 放課後児童クラブについて、今後の課題等においては、実施箇所数の増加や取り組み内容などはとても充実していて、拡がりがありニーズに対応していると感じる。取り組みの中で、対象学年や開設時間等についての課題などはあるか。(委員)

⇒ 対象学年については、児童クラブであれば、小学校全学年となっている。例えば、対象年齢の拡大については、子ども・子育て支援事業のひとつとして位置づけられている事業のため、難しいと考えている。

開設時間については、前回会議でも少し報告させていただいたが、地域・市町村でばらつきはあるものの、もっとも多いのが18時まで。中には、19時まで実施しているクラブもあると聞いている。さらに開設延長を求める声は、具体的には上がってきていない状況。(生涯学習課)

事務局説明：(2) その他

※高知版ネウボラ、ワーク・ライフ・バランスの推進についての説明
資料：【3-1】から【資料4-2】

- 高知版ネウボラについて、県の関係各課の連携はどうなっているのか。具体的な会議体などあれば、ご教示いただきたい。また、相談体制をひとつのループ体制で連携をしていかないとうまく回らないと思うが、各センター、保育士、子育て支援担当課等の連携はどうなっているか。(委員)

⇒ 県の連携体制について、事業実施にあたり、関係各課で事業についての方向性や効率的な取り組みなどの議論を行っている。特に、リスク対応については、具体的な部分は昨年度から取り組んでおり、母子保健と児童福祉がしっかりと連携体制を築いていくため、児童家庭課と健康対策課で先行して取り組みを進めてきた。

それに加え、今年度から、幼保支援課としっかりと連携をしていく形で、事業をスタートしている。少子対策課については、会議等の取りまとめ担当課であるため、様々な会議を通じた情報共有を行っている。

市町村との連携については、県が市町村にお伺いする際には母子保健担当部署、児童福祉対策担当部署に参加いただき、色々な取り組みの現状、課題、今後の方向性など年に数回程度協議を行い、課題を共有しながら連携を図っている。(児童家庭課)

- 高知版ネウボラを推進するための主導的な役割を果たす担当課は、児童家庭課ということか。実際に取り組むを実施する各支援センターとの連携を図る部分での会議体

については、市町村が連携会議を実施しているのか。各支援センターごとの実態は把握していると思うが、連携をしていかないと抜けが生じると考える。どのように工夫をしているのか。(委員)

⇒ 県の取りまとめは児童家庭課。しかし、高知版ネウボラは、健康対策課が設置を進めている子育て世代包括支援センターが起点となるため、各課でしっかりと役割分担し、共通意識を持って取り組みを進めていく。

市町村内での連携については、重点市町支援の取り組みとして「ネウボラ推進会議」を実施する。特に、高知市といの町では、取り組みのモデルとして、取り組み方や地域子育て支援センターとの連携のあり方など、しっかりとアドバイザーの意見を聞きながら、年4回ほどの会議の開催を考えている。それに加えて、ファミリー・サポート・センターなどの社会資源をどうつないでいくかなどの課題を把握していく。

あわせて、各地域子育て支援センターでは、取り組みの温度差や子どもの数のばらつきがある。子育て支援センターの箇所数だけではなく、もう少し踏み込んだ内容把握を行い、ネウボラ推進会議での成果をどうやってセンターに反映していくか、地域と一体となって取り組んでいきたい。(児童家庭課)

○情報の共有と連携が必要になってくると思うので、よろしく願いたい。(委員)

○封筒に記載されている「子育て応援呼びかけ7箇条」が素晴らしい。会議等で、皆の目につくところへのパネル設置をするなど、広報が出来るのであれば願いたい。(委員)

○ 様々な保育サービスがある中で、自分自身も放課後児童クラブや延長保育を利用させていただいた保護者の一員ではあるものの、病児・病後児保育の例で言うと、「(子どもが)病気の時くらい、労働者も休んで子どもを看ようよ」といった声かけをよくしている。こうしたところで、ワーク・ライフ・バランスが相対的に出てくるのではないかと常々思っている。

労働局の認定している事業推進など様々あるが、光が当たらず苦勞されている労働者の方もいる。「本当の意味でのワーク・ライフ・バランスを、県民・市民一体となってみんなで取り組んでいかないといけない」と県の様々な会議で同じような内容を議論しているが、実態はなかなかそこまでいっていない。(委員)

○ 「働きながら子育て出来る環境づくり」とあるが、「働かないで子育て出来る環境づくり」も考えていただきたい。施設に対する給付があるのだから、同様に家庭で子育てをしている方にも、同額ではなくとも給付を行うなど、高知県が先導的に実施するのであれば、家庭で子育てをしている方への現金支給もひとつの手である。「働かないで子育て出来る環境づくり」への支援がいると思う。一時預かり事業程度では、そんなに少子化に歯止めもかからない。子どもをしっかりと、誰が責任をもって育てるのか、という部分を明確にしていけないと、お金がいくらあっても足りない。現実には、無償化にしている市町村では、2号認定子どもが増えて市のサービスが停滞している、という社会実験もある。そういうあたりを考えた時に、「働かないで子育て出来る環境づくり」をもっと手厚くしていただきたい。(委員)

- 委員のおっしゃることはもっともと思うが、日本の社会の中で、そうした形でいけるか、というと、少し違うのではないかと考える。やはり経済社会で考えると、女性の方にも社会進出してもらわないと、これからの日本の労働力の確保をどうしていくのかなど、社会から求められてくるところかと思う。(家庭での子育てが)一番いいとは思いますが、それが難しい時に何が必要か、ということも考えていくことが必要である。

福祉という表現が合っているかわからないが、困っている人に手をさしのべるのが、福祉のあり方だろうと思う。困っていれば手をさしのべる、足りないところがあれば行政として考えていただく、という形が、本来の道筋だろうと考える。社会的養育に諸手をあげて賛成するわけではないが、やはり、そうした部分も現代社会の中で、考えていかないと、子どもたちが不利益を被ることになってはならないと思う。(委員)